

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第23号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成20年香川県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（構造計算適合性判定）</p> <p>第4条 前条の規定による申出を行う者は、適合通知を受けようとする特定建築物の建築等の計画が、基準法第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの基準法施行令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかについての審査をする場合にあっては、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部<u>512の3</u>の項に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。</p>	<p>（構造計算適合性判定）</p> <p>第4条 前条の規定による申出を行う者は、適合通知を受けようとする特定建築物の建築等の計画が、基準法第20条第2号又は第3号に定める基準（同条第2号イ又は第3号イの基準法施行令で定める基準に従った構造計算で、同条第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかについての審査をする場合にあっては、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部<u>512の2</u>の項に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。</p>
2・3 略	2・3 略

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。